

グローバルビジネスと人権：  
東南アジア・南アジアにおける ESG/SDGs/人権 DD  
第3回：人権に対する負の影響の特定  
ケーススタディ③：サプライチェーン上の過酷な労働環境と人権侵害の特定

2022年11月  
One Asia Lawyers Group  
コンプライアンス・ニューズレター  
アジア SDGs/ESG プラクティスグループ

1. はじめに

日本政府ガイドライン（「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」）について、国連指導原則との関係にも触れながら、ケーススタディを織り交ぜることにより解説しております本シリーズ。今回は、人権に対する負の影響の特定について、解説いたします。



2. 人権に対する負の影響の特定

(1) 人権

企業が人権方針の策定、人権 DD を行うにあたっては、まず、ここで企業に対して尊重することが求められている「人権」に何が含まれているのかを把握することが必要です。

これについて、企業が、日本国内において、日本国憲法が保障する人権を尊重すべきことは当然として、国際的に認められた人権も尊重すべきことが求められています。具体的には、少なくとも「国際人権章典」（「世界人権宣言」、並びに、これを条約化した主要文書である「市民的及び政治的権利に関する国際規約」、及び、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」を指す）で表明されたもの、及び「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」に挙げられた基本的権利に関する原則が含まれるとされています。

特に、強制労働や児童労働など、開発途上国でしばしばみられる深刻な事象については留意が必要です。また、指導原則や OECD 多国籍企業行動指針で言及されている環境課題や腐敗慣行防止等も広く人権に関わる問題としてこれに含めるべきでしょう。

また、当然のことながら、各国の法令で認められた権利や自由への侵害は許容されませんので、日本国憲法よりも広範な人権がここでは含まれていると考えるべきでしょう。

(2) 負の影響の特定

次に、(1)で述べた人権を想起しながら、自企業のサプライチェーン等で生じうる人権に対する負の影響を特定し、評価していきます。

ここで、日本政府ガイドラインにおいては、(a) リスクが重大な事業領域の特定、(b) 負の影響の発生過程の特定、(c) 負の影響と企業の関わりの評価、(d) 優先順位付けという4つのプロセスで行うことを提案しています（同ガイドライン4.1.1）。

(a)に関しては、OECD が、主要な各事業セクターごとにデューディリジェンス・ガイダンスを公表しており（「OECD 衣類・履物セクターにおける責任あるサプライチェーンのためのデュー・デリジェンス・ガイダンス」、「責任ある農業サプライチェーンのための OECD-FAO ガイダンス」など）、各事業セクターにおいて特に留意すべき人権が記されているので、参考になります。例えば「責任ある農業サプライチェーンのための OECD-FAO ガイダンス」であれ

ば、人権、労働者の権利、安全衛生、食糧安全保障及び栄養、天然資源の保有権及びアクセス権、動物福祉、環境保護と天然資源の持続可能な利用、汚職、納税、競争等のガバナンスリスク、技術及びイノベーションに対するリスクが掲げられています。企業が具体的に人権の特定を行うにあたっては、このようなセクター別のガイドラインを参考にするとよいでしょう。

また、(b)の負の影響の発生過程の特定においては、サプライチェーンの整理が重要です。これにあたっては、サプライチェーンのマッピング、ライフサイクル全体にわたった検討を行うことが有益です。また、製品・サービス、国別、ビジネスモデル、調達モデルによってもリスク要因が変わってきますので、幅広い観点から、リスクの発生可能性について検討する必要があります。

また、国連指導原則 18 は、このプロセスにおいて、(a)社内外の人権専門家の知見の活用と、(b)ステイクホルダーとの有意義な協議を含むことを求めています。このような、外部とのコミュニケーションも、リスクの特定において有益です。

### 3. ケーススタディ③

#### (1) 事例

アジアの企業である C 漁業株式会社が運営する漁船において勤務する乗組員がパスポートを没収され、1 日 18 時間以上の長時間労働、食事也十分に与えられないなどの過酷な労働環境に置かれたまま、操業していたというニュースが報道された。その後、乗組員のうち数名が死亡しており、その過酷な労働の末に漁獲された魚介類の主な行き先は日本であるというニュースも報道された。

海外から魚介類を輸入し、加工している日本の J 社は、サプライチェーンを含め、人権侵害の特定を行うために、何を行うべきか？

#### (2) 検討

本ケースは、中国企業の大連海洋漁業株式会社が運営する漁船（以下「本中国漁船」という）において勤務するインドネシア人乗組員が被害者となった事例を想定しています。

2019 年から 2020 年にかけて、中国の水産会社「大連遠洋」が運営するマグロ漁船で、乗組員 10 人が死亡し、24 時間連続の勤務を強いられ、まともな水や食事を与えられず、病人が出ても港に向かわず漁を続けたと報道されました。

本ケースを含め、IUU (Illegal, Unreported and Unregulated) 漁業、つまり、「違法・無報告・無規制」漁業が大きな国際問題になっています。

別の例として、タイの漁業においては、カンボジアやミャンマーからの移民労働者が多数働いており、雇用主から借金漬けにされ過酷な労働環境から逃げられなくする行為が蔓延しているという報告があります<sup>1</sup>。

日本は、2019 年に EU、米国に次ぐ世界第 3 位の水産物輸入国となり、IUU 漁業が存在する限り、漁業分野の人権侵害と日本は無関係とは言えない状況にあると考えられます。

2018 年、日本では 70 年ぶりに漁業法を大幅に改正し、水産資源の持続可能な利用の確保に重点を置いて、罰則の強化、漁船への個別割当の計算方法、科学的根拠に基づいた総漁獲許容量制度を導入し、2020 年 12 月に施行されています<sup>2</sup>。しかし、トレーサビリティの規制に関しては、まだまだ EU や米国より制度的に遅れていると言われています。

水産業に関わる多くの企業は、国際水準が求める企業の責任を認識し、企業の社会的責任を経営計画に盛り込んでいるものの、サプライチェーン上の人権問題・人権侵害リスクについては具体的にどのようなアクションをとるかを明確にしています。

サプライヤーに対する人権 DD を実施するために、担当部署に人権 DD のチェックリストを配布し、人権侵害の特定を命じたとしても、指導原則などで述べられている「ビジネスと人

<sup>1</sup> [https://www.ilo.org/asia/media-centre/news/WCMS\\_619724/lang--en/index.htm](https://www.ilo.org/asia/media-centre/news/WCMS_619724/lang--en/index.htm)

<sup>2</sup> <https://www.jfa.maff.go.jp/j/kikaku/kaikaku/suisankaikaku.html>

権」の考え方が理解されず、人権 DD を遂行させても十分な回答が得られない可能性があります。

人権 DD の実施などによる人権侵害の特定において十分な効果をあげるための準備の開始として以下の2つが代表的な方法として挙げられます。

- ① 第三者・外部専門家の参加による高リスク分野・地域・重点課題の特定
- ② 国際基準や人権関連情報等をもとにした人権課題の特定

上記のうち、①第三者・外部専門家を参加させることは、社内に人権侵害リスクに関する経験豊富な人材がない会社にとって、特に有益と考えられます。

具体的には、会社は第三者・外部専門家とともに以下のアクションなどをとることが推奨されます。

- ・ 関連部署や外部専門家を交えた人権リスクおよびリスクが高い事業分野の特定
- ・ 独立したコンサルタントや専門家の現地調査によるリスクの特定
- ・ 第三者が参加した上で、リスクマッピングの実施
- ・ 外部専門家も交えたグループ全体のリスク評価・グループ内の担当部署に対するインタビュー実施によるリスクの特定

なお、ユニ・チャーム株式会社は、2019年に「ビジネスと人権」ステークホルダーエンゲージメントに参加し、人身取引や移民労働、強制労働などの人権問題についてタイ NGO や消費者団体 Foundation for Consumers などとダイアログを行い、また、タイ現地で人身売買の解決に向けて取り組んでいる NPO The Labour Protection Network を訪問し、水産業での人権課題についての状況を把握するためのエンゲージメントを実施して、状況の把握に努めていると公表しています<sup>3</sup>。

#### 4. まとめ

人権リスクの特定は、人権 DD を行う上で重要性を持つだけでなく、その前段階としての人権ポリシーの策定においても、企業が取り組むべきターゲットを特定する上で極めて重要な意義を有します。しかし、各企業において、規模の違いもさることながら、事業内容や活動地域、ビジネスモデルなども大きく異なっているため、予め作成されたひな形を用いたような形を行うことができません。

日本政府ガイドラインにもあるように、専門家やステークホルダーなどの外部の知見を借りつつ、各企業の実情を踏まえたうえで、人権に対する負の影響の特定を行っていく必要があります。

以 上

〈注記〉本資料に関し、以下の点をご了承ください。

- ・ 本ニュースレターは 2022 年 11 月 14 日時点の情報に基づいて作成されています。
- ・ 今後の政府による発表や解釈の明確化、実務上の運用の変更等に伴い、その内容は変更される可能性があります。
- ・ 本ニュースレターの内容によって生じたいかなる損害についても弊所は責任を負いません。

<sup>3</sup> [https://www.unicharm.co.jp/content/dam/sites/www\\_unicharm\\_co\\_jp/pdf/csr-eco/report/ucsus2022\\_09-03.pdf](https://www.unicharm.co.jp/content/dam/sites/www_unicharm_co_jp/pdf/csr-eco/report/ucsus2022_09-03.pdf)

◆ One Asia Lawyers ◆

One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または [info@oneasia.legal](mailto:info@oneasia.legal) までお願いします。

◆ アジア SDGs/ESG プラクティスグループ ◆

One Asia Lawyers は、ESG・SDGs と人権 DD に関して、東南アジア・南アジア・オセアニアなどの海外においても、各国の法律実務に精通した専門家が、現地に根付いたプラクティカルなアドバイス提供およびニューズレター、セミナーなどを通じて情報発信を行っています。ESG・SDGs・人権 DD に関連してご相談がございましたら、以下の各弁護士までお気軽にお問い合わせください。

<著者/アジア SDGs/ESG プラクティスグループ>



難波 泰明

弁護士法人 One Asia 大阪オフィス パートナー弁護士アジア SDGs/ ESG プラクティスグループ リーダー

国内の中小企業から上場企業まで幅広い業種の企業の、人事労務、紛争解決、知的財産、倒産処理案件などの企業法務全般を取り扱う。個人の顧客に対しては、労働紛争、交通事故、離婚、相続等の一般民事事件から、インターネット投稿の発信者情報開示、裁判員裁判を含む刑事事件まで幅広く対応。その他、建築瑕疵、追加請負代金請求などの建築紛争、マンション管理に関する理事会、区分所有者からの相談や紛争案件も対応。行政関係では、大阪市債権管理回収アドバイザーを務めるなど、自治体からの債権管理回収に関する個別の相談、研修を担当。包括外部監査人補助者も複数年にわたり務め、活用賞を受賞するなど、自治体実務、監査業務にも精通している。

[yasuaki.nanba@oneasia.legal](mailto:yasuaki.nanba@oneasia.legal)

06-6311-1010





	<p>齋藤 彰 One Asia Lawyers Group 顧問 弁護士・神戸大学名誉教授・CEDR 認定調停人</p> <p>大手海運会社で北米・紅海・欧州向けの自動車専用船の運行管理を経験したのち、研究者への転身を決意。神戸大学法学研究科で比較契約法・国際取引法・国際 ADR 等の教育研究に従事し、学生の国際模擬仲裁大会参加等を促進することにより、法律学のグローバル化に努めてきた。また法科大学院生の海外インターンシップ制度や英語による LL.M.プログラムの創設を主導した。その間に、ICC 仲裁及び調停の実務にも従事し、英国を代表する ADR 機関である CEDR の調停スキルトレーニング (CEDR MST) の日本での初の実施に尽力した。2018 年から One Asia Lawyers の顧問に就任し、実務・教育・研究の架橋に勤めてきた。ビジネスと人権及び海外腐敗慣行防止に向けた規律枠組みの最新動向の調査研究にも取り組んでいる。</p> <p>akira.saito@oneasia.legal</p>
	<p>栗田 哲郎 One Asia Lawyers Group 代表 シンガポール・日本・USA/NY 州法弁護士</p> <p>日本の大手法律事務所に勤務後、シンガポールの大手法律事務所にパートナー弁護士として勤務。その後、国際法律事務所アジアフォーカスチームのヘッドを務め、2016 年 7 月 One Asia Lawyers Group を創立。シンガポールを中心にクロスボーダーのアジア法務全般 (M&amp;A、国際商事仲裁等の紛争解決等) のアドバイスを提供している。2014 年、日本法弁護士として初めてシンガポール司法試験に合格し、シンガポール法のアドバイスも提供している。</p>
	<p>佐野 和樹 One Asia Lawyers パートナー弁護士 (日本法) ミャンマー・マレーシア統括 アジアSDGs/ESGプラクティスグループ</p> <p>2013年よりタイで、主に進出支援・登記申請代行・リーガルサポート等を行う M&amp;A Advisory Co., Ltd. で3年間勤務。2016年の One Asia Lawyers 設立時に参画し、ミャンマー事務所・マレーシア事務所にて執務を行う。2019年にミャンマー人と結婚し、現在はミャンマーに居住しながらミャンマー・マレーシア統括責任者として、アジア法務全般のアドバイスを提供している。</p> <p>kazuki.sano@oneasia.legal</p>